

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、令和2年度中の特例的な取扱いとして、

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに

手帳の有効期限を迎える方が更新申請をする場合は、診断書の取得が困難な場合は、診断書の提出を1年間猶予します。その場合の等級は現在の等級を引き継ぎます。

なお、診断書は1年以内に提出してください。

○診断書の提出以外の更新手続きは従前どおり必要です。

○年金証書による申請をされる方は、従来どおりの申請となります。

○自立支援医療（精神通院）と同時に継続申請をする場合は、自立支援医療（精神通院）の継続申請手続きも必要です（医師の診断書以外の書類を提出）。